

# 青森県報

第二千六百九十五号

平成十八年  
十月二十日  
(金曜日)

## 目次

告 示

漁船保険付保義務の発生

(西北  
農林地  
務水地方  
所産方)  
： 一

公 告

青森県立中央病院CRシステムの購入に係る一般競争入札  
換地計画の決定

(医療業務課  
農村整備課)  
： 一

開発行為に関する工事の完了

(建築住宅課  
中南部地域局)  
： 三

建設業者の許可の取消し

(中南部地域局)  
： 三

右 同

(警察本部  
会計課)  
： 三

県有財産の売却に係る一般競争入札

(警察本部  
会計課)  
： 四

右 同

(同)  
： 四

右 同

(同)  
： 五

出先機関

土地改良区の役員の住所変更

(中南部地域局)  
： 六

土地改良区の役員の退任

(三八地民局)  
： 六

土地改良事業の工事の完了

(上北農林水産所)  
： 六

監査委員

監査結果に対する措置の公表

(事務局)  
： 七

収用委員会

公示による通知……………(監理課)： 八

## 告 示

青森県告示第七百六十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸五七番地四 石岡 清 美	赤石水産
西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原一七番地一 寺 沢 信 佑	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋字大磯三三番地一 今 弘 樹	

## 公 告

青森県立中央病院CRシステムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

CRシステム一式

二 納入期限

平成十九年二月二十八日

三 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理調達課

電話 〇一七 七二六 八三三二一

2 入札書の提出期限

平成十八年十二月十八日 午後二時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階会議室一

(二) 日時

平成十八年十二月十八日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十

三条及び第五百九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased : computed radiography

system

2 Delivery period : 28 February 2007

3 Time limit for tender : 2:00 p.m. 18

December 2006

4 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553 Japan

TEL 017-726-8322

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、水木地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十月二十三日から同年十一月二十日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

開発許可を受けた者の住所  
及び氏名（名称）

北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原三三〇の九、三三〇の一九から三三〇の三九まで、三三〇の二の二から三三〇の二の三、三三〇の二の四から三三〇の二の八まで、三三〇の二の九から三三〇の二の一八まで、三三〇の二の一九から三三〇の二の二七、三三〇の二の二八から三三〇の二の三七、三三〇の二の三八から三三〇の二の四七、三三〇の二の四八から三三〇の二の七七の一部及び四七八の一部

北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉二〇四の四  
齋藤 智幸

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三上工務店

二 氏名 三上 金一

三 主たる営業所の所在地 平川市碓ヶ関古懸鳥井一五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一一六六二号

五 取消年月日 平成十八年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社古川組

二 代表者の氏名 古川 彌惣美

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺一七の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一〇四九五号

五 取消年月日 平成十八年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

土 所 在 地	地 目	地 積
弘前市大字桔梗野三丁目一〇の三	宅 地	一九九・七五平方メートル

二 予定価格

八百三十八万九千五百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

弘前市大字桔梗野三丁目一〇の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十八年十一月二十八日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十一月七日午前十一時から、弘前市大字桔梗野三丁目一〇の三において現場説明を行う。

問い合わせ先 青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

物 建	所 在 地	構 造	床 面 積
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二	木 屋 建	八三・二二平方メートル	

二 予定価格

百九十万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所  
むつ市中央一丁目八の一  
青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室
- 2 日時  
平成十八年十一月二十九日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 落札をした者は、売却する物件の所有する土地の使用について、土地所有者と青森県がこれまで取り交わしていた土地賃貸借契約と同様の条件で、土地所有者と土地賃貸借契約を締結することとする。
- 3 物件については、平成十八年十一月九日午前十時三十分から、下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二の一において現場説明を行う。  
問い合わせ先 青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

物	建	地	土
むつ市赤川町二三の一	所 在 地	むつ市赤川町二三の一	所 在 地
木屋建	構造	宅 地	地 目
九七・三九平方メートル	床 面 積	三三三・七八平方メートル	地 積

二 予定価格

千百十万六千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市赤川町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所  
むつ市中央一丁目八の一  
青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室
- 2 日時

七 平成十八年十一月二十九日 午後一時三十分  
入札保証金及び契約保証金の額

七 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

八 落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

九 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十一月九日午後一時三十分から、むつ市赤川町二

三の二一において現場説明を行う。

問い合わせ先 青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

### 出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事 成田 清行		旧住所 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八	平成一六・八・一八

新住所  
五の二 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理事 上村 義美		八戸市大字尻内町字根岸一の二	平成一六・八・二四

土地改良事業の工事の完了

富ノ沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年十月二十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 県営土地改良事業の名称

農地開発事業

二 工事完了年月日

平成十五年七月十五日

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成18年5月16日付け青監査第15号及び平成18年9月11日付け青監査第58号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年10月20日

青森県監査委員 林 忠 男  
同 鶴 賀 茂 世  
同 小比類巻 雅明  
同 阿 部 広 悦

監 査 箇 所 名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
三八地域県民局地域整備部（八戸県土整備事務所）	収入未済の解消に努めること。	県営住宅使用料及び駐車場使用料については、督促を徹底する等、より一層未納解消に努めることとした。 契約解除に伴う違約金等は、受託業者の倒産によるものであり、破産手続き移行による破産債権として、財務規則に基づき適正に対応しており、3件中2件については、破産手続停止の決定により、不納欠損処分済みである。
十和田県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。 港湾施設使用料において、調定手続が遅延しているものがある。	港湾施設使用許可後、速やかに調定を行い、事務に遺漏のないよう万全を期すこととした。 下水道使用料については、使用料の徴収を委託している十和田市と連絡を密にし、個々の滞納者の実情に応じて徴収時期・方法を検討しながら収入

下北地域県民局地域整備部（むつ県土整備事務所）	収入未済の解消に努めること。 歳出科目が誤っているものがある。	未済の解消に努めていくこととした。また、過年度分の一部を県が直接徴収事務を行うこととし、滞納者に月1回個別訪問するなど、より効果的に収入未済を解消するよう努めている。 河川占用料金については、滞納者と連絡を密にし、計画的に納入してもらっている。 港湾関係の使用料については、滞納者と分割納付等納入方法を協議している。 契約解除に伴う違約金等は、受託業者の倒産によるものであり、平成18年9月4日に破産手続が廃止となったため、今後、免許許可の決定が確定した時点で不納欠損処分の手続を執るなど財務規則等に基づき適正な処理を行うこととする。
公営企業課（青森県公営企業局）	損害保険料において、契約方法が適切でないものがある。 当年度は地味利益が78,496,646円生じているものの、累積	原材料費（舗装補修材）については、平成18年6月15日付けで単価契約を締結し、需用費についても、発注方法を検討しているところである。 電話による督促の徹底、滞納者への訪問等、より一層未納解消に努めることとした。 今後は、適正な執行に努めるとともに、内部審査体制を強化した。 契約手続の内部審査体制を強化し、適正な執行に努めることとした。 青森県観光施設事業会計は平成17年度をもって

浪岡警察署	五所川原警察署	欠損金が331,410,550円となっているので、その解消に努めること。	廃止したことを受け、法令の規定に基づいて、欠損金を解消した。
		報酬において、支払先を誤っているものがある。	支払先を誤ることのないよう、報酬支給対象者の確認を徹底することとした。
		需用費において、契約方法が適切でないものがある。	契約方法を誤ることのないよう、法令、規則等の遵守を徹底することとした。
		使用料及び賃借料において、支出金額が誤っているものがある。	支出金額を誤ることのないよう、基本契約の場合の債務確認を徹底することとした。

### 収 用 委 員 会

#### 公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十八年十月二十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内

#### 四 その他

一の書類は、平成十八年十一月十日をもって通知があったものとみなされます。  
別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
奥南商事有限公司 代表取締役 山内直志	青森県八戸市内丸14番地	履歴事項全部 証明書記載

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭	